

古田史学の会・東海

東海の古代

第141号 平成24(2012)年5月

会長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

生口について

名古屋市 石田敬一

1 一般的な生口の解釈

生口については昭和初期に活発に議論されたようです。その議論の中心人物が医学博士で考古学者でもあった九州大学名誉教授の中山平次郎と東洋史学者で慶應義塾大学教授の橋本増吉でした。中山平次郎は、その論考「魏志倭人伝の生口」の中で、生口を留学生であるとしました。これに対して橋本増吉は、生口を潜水夫などの特殊技能の持ち主であるとしてきましたが、その後の論争で橋本は、生口を奴隷の意味も併せ持つ捕虜であると結論づけました。

なお、捕虜とは無関係の奴隷説や、何らかの技能を持った技術者説、傭兵説など様々な異論があるものの、井上光貞、直木孝次郎を始め多くは奴隷説のようであり、これが生口の一般的な解釈になっています。

2 生口は「制作集団の一族」か？

2012年4月の「古田史学の会・東海」例会において、佐藤章司氏は、次の5例をあげて生口について論じられました。

A 安帝永初元年倭國王帥升等**獻**生口百六十人願請見

〔後漢書〕倭伝

安帝の永初元年（107年）、倭国王帥升等は生口百六十人を献上し朝見を請い願う。

B **獻**男生口四人女生口六人班布二匹二丈

〔魏志〕倭人伝

男四人女六人の生口、斑文様の布二匹二丈を献上す。

C 其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上**獻**生口倭綿絳青縑縣衣帛布丹木拊短弓矢

〔魏志〕倭人伝

その四年、倭王は、また大夫の伊聲耆、掖邪狗等八人を遣わし、生口、倭綿、絳青縑、縣衣、帛布、丹、木拊、短弓の矢などを献上す。

D 壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還因詣臺**獻上**男女生口三十人貢白珠五千孔青大句珠二枚異文雜綿二十匹

〔魏志〕倭人伝

壹與は、倭の大夫、率善中郎將の掖邪狗等二十人を派遣し張政等を還すよう送らせた。因に魏の臺に詣で、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔、青大句珠二枚、異文の雜綿二十匹を貢いだ。

E 名之爲持衰若行者吉善共**獻**其生口財物

〔魏志〕倭人伝

これを名づけて持衰と為す。もし行く者、吉善であれば、共に生口、財物でそれに報う。

さて、これらのAからEを眺めてみると、A以外の『魏志』倭人伝の全ての例が、生口+献上物となっています。

Bは、生口と班布が同列で並べられています。

Cは、生口、倭綿、絳青縑、緜衣、帛布、丹木、拊短、弓矢とあり、生口は倭綿以下と同列で並べられています。

Dは、生口は献上とされ、白珠などは貢ぐということで使い分けがされています。Dについて、佐藤氏は、白珠や青大句珠とともに献上された生口を「玉作りの制作集団の一族」ではないかとされました。確かに珠とあわせてその珠を作ることができる職人なり技術者を贈ることは考えられないことではありません。ただ、「献上生口」とあります。献上とは主君などに物をさしあげることですから生口は物と同じような取り扱いです。所有権を譲ることができる物と同列の召使いに近い存在として記述されています。

Eは、生口と一般名称の財物とが同列で記述されています。財物は珠や班布などの具体的な物ではなく、生口と同等の扱いと考えられます。

さて、このように『魏志』倭人伝では生口と献上物がセットで記述されていますが、これに対して、『後漢書』倭伝のAでは、生口のみが献上される記述となっており献上物が一緒に示されていませんので、献上物を作る「制作集団の一族」と見なすことはできません。

Aの事例があることから、生口+献上物の関係を理由にして、生口を一律に「制作集団の一族」と見なすのは無理のように思います。

3 『梁書』百済伝の生口

次に佐藤氏が例としてあげられなかった『梁書』百済伝の生口にかかる記述を示します。

F 其國本與句驪在遼東之東 晉世句驪既略有遼東 百濟亦據有遼西晉平二郡地矣 自置百濟郡 晉太元中王須 義熙中王餘映 宋元嘉中王餘毗 並遣獻生口 (『梁書』百済伝)

その国は、本は高句麗とともに遼東の東に在り。西晋の世、高句麗が遼東を略有すると、百済もまた遼西晋平二郡を占拠し、自ら百済郡を置き、東晋の太元(376-396年)中には

王須、義熙(405-418年)中には王余映、宋の元嘉(424-453年)中には王の余毗、並めて生口を遣わし献ず。

ここでは生口+献上物の記述になっていません。従って「制作集団の一族」と見なすことができないのはもちろんです。

生口に関する他の中国史書の記述を調べましたが、他の文献で「遣獻」の語句が用いられている事例はないようです。一般的には下線部のように「並めて生口を遣わし献ず。」と訳されます。しかし「遣わし献ず」というのはややわかりにくいと思います。「遣」は人を派遣するということすし、「獻」は物を目上の者に差し上げるという意味があります。つまり、「遣獻」は単に物としての取り扱いではないとの意味を持ち合わせます。歴代の百済の王は高句麗の脅威に対抗するため、東晋や宋に生口を派遣した上で生口を差し出して冊封を受けたのでしょう。派遣という意味が含まれるとすれば、奴隷を派遣するというのはおかしいので、生口は単なる奴隷という概念より、派遣に値するもう少し能力がある人々ということになるのではないのでしょうか。

4 好太王碑文(広開土王碑文)の生口

高句麗の好太王碑文には、次のとおり生口が見えます。

G 百残王困逼獻出男女生口一千人細布千匹歸王自誓從今以後永為奴客 (好太王碑文)

百残王困逼し、男女生口一千人、細布千匹を献出し、王に歸して自ら誓う。今より以後、永く奴客と為らんと。

百済軍が高句麗軍に負けたので、百済王は帰服の意思を表明するため、「男女生口一千人、細布千匹」を献上して永く奴客となる誓いを立てたということです。

ここでの生口千人は細布千匹と同数であるので細布を作る「制作集団の一族」と考えられなくもありません。ただ細布作りの職人だけとすれば、人数が多すぎるようですし、帰服の意思を表明するのに職人だけを送るというのもおか

しなことです。したがって職人だけと決めつけるのはどうもそぐわないように思います。この生口には、高句麗人の捕虜や単純労働を行う奴隷、身の回りを世話する召使いを始め、奴婢でも腕に技術を持つ職人や傭兵など幅広い人々を考えた方がよいように思います。

5 生口は「生きとし生けるもの」

2009年11月7日から8日まで、八王子市の大学セミナーハウスにおいて、第六回古田武彦古代史セミナーが開催されました。

ここで古田氏は、生口について、次のように講演されています。

結論から言うと「いきとし生けるもの」という意味である。牛馬も人間も生きていけるものは生口である。生口の意味を従来のあらゆる学者が間違えて使っていたわけです。

もう一つ献上という言葉です。後漢書に「安帝の永初元年倭の国王帥升等生口百六十人を献じ」とあり、この生口も捕虜とすると何倍かの兵隊も必要で、百六十人も連れて行くのは大変です。問題はここで「献じ」とあることです。そもそも、中国は歴史書を中華思想の立場で書いてある。周辺の国は全部献上する方です。ご主人と家来の関係でないと国交を認めないという立場です。彼らはなんでも国交があったら、そういう上下関係に直して書いてある。それを上下関係の歴史事実と受け取るのではなく「献上」と書いてあるのは国交を結んだと理解するべきです。国交を結ぶとき生きた人間を百六十人連れて国王が行ったということです。

同様に解釈できることは、倭人伝の冒頭に「倭人は帯方の東南大海の中にあり、山島に依りて國邑をなす。旧百余國。漢の時朝見する者あり」とあります。百余國が朝見したという記事は百六十人の場合と同様、百余國の地方代表が倭国の国王と一緒にいったと解釈するべきです。もう一度言うと生口を捕虜と考えることは間違い。朝見というのは中国のイデオロギー表現であるからそのまま取るのは間違い。要するに生口というのは生きた人間、生きとし生けるものという意味です。

(「東京古田会」ホームページ、第六回古代史セミナー講演録「http://www.tokyo-furutakai.jp/seminar6_houkou.pdf」)

私は、古田氏の「生口というのは生きた人間、生きとし生けるものという意味」という考えに全く同感です。生口は字のごとく生きた人間、すなわち、生身の人間という意味であると思います。

なお、古田氏は、『倭弥呼』(2011年9月11日、ミネルヴァ書房)の「第十章 倭人伝の空白」において、このセミナーの講演と同様の内容を記述され、生口は倭人の使者団ではないかとの考えを示されています。

「三十国」と“対応”する数値、「三十人」が倭人伝の末尾に出ている。倭弥呼に次ぐ巷与の時代だ。・
・中略・

同じく、この「生口」も、“生きた人間の数”を指しているのではあるまいか。すなわち、倭国内の各地の倭人の使者団の“総数”である。

(『倭弥呼』285・286頁)

6 「獻」と「顧」について

AからDはみな生口の前に「獻」が使われていますので、「獻」について、あらためて検討します。

「獻」の意味を辞書で調べると次の意味があります。

- 1 上位者や神仏に物をさしあげる。
- 2 客に酒をすすめる。
- 3 物知り。賢人。

通常は1を採用し読み下しますので、生口は一般的には、物と同じ取り扱いがされていると考えられます。ただ献上物とともに記述されながら、記述順が最初であることから献上物よりは貴重な「生きた人」であると考えられるでしょう。

まず、Aについては、古田氏が示されるように、生口百六十人が「旧百余國」の国の数と対応しているように思われることと、生口と併せて献上物が記述されていませぬので、中国側のイデオロギーに立って「獻」と記述されていると考えれば「地方代表」とする説は頷けるところです。

また、Dについては生口について「献上」と記述し、献上物については「貢」の字を使って書き分けられていますので、「男女生口三十人」は、古田氏が示されたとおりの「漢時朝見者今

使譯所通三十国」の三十国の「使者団」と解釈することに妥当性があるように思います。

B、Cについては、この記述だけから、ただちに生口が佐藤氏の言う「制作集団の一族」と言えるかどうかは疑問ですが、献上物とともにその献上物を作る職人を一緒に送ったと考えることは一案でしょう。

これらAからDまでが「獻」が使われているのに対して、Eには「顧」が使われています。「顧」は、「対価を払う。報いる」という意味です。従って、この記述は、「これを名づけて持衰と為す。もし行く者、吉善であれば、共に生口、財物でそれに報いる」の意味でしょう。ここでは中国の天子に献上するのではなく持衰に与えるものですから、この例では生口は「制作集団の一族」とするのは無理があるように思います。物品である財物と同等に扱われていることから、持衰に対して、単に奴婢や捕虜の召使いを与えたとするのが妥当でしょう。

そして、先に示したとおり、Fは一定の能力がある者、Gは捕虜や傭兵まで含めた幅広い人々を指すように思われます。

7 結論

AからGまでの7つの事例で検討したとおり生口を一つの職種や身分に決めつけるのは当たらないように思います。古田氏が示したとおり、「地方代表」すなわち各国の使者と解釈できる場合から、持衰に与えられた召使いのような者、職人などの一定の技術能力がある者、派遣に値する優れた能力がある者まで、生口の前後の記述内容によって様々な人々を指すように思われます。

しかしながら留意しなければならないのは、それぞれの文面において、生口を明確に定義づけるような記述があるわけではないので、これらは、あくまでも推測の範囲であることを理解すべきでしょう。

結論としては、字の如く生口は、生きた人間であるとするのが的確な考えであり、それぞれの文面から身分や職種を判断する際には、慎重な姿勢が必要と思われます。

生口をこれと限定することには謙虚でなければならない。そのように思います。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「高天原を巡って」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 基本姿勢
- 3 高天原の候補地
- 4 『古事記』の示す高天原 その1
- 5 『古事記』の示す高天原 その2
- 6 『古事記』の記す高天原 その3
- 7 『古事記』の記す高天原 その4
- 8 『古事記』の記す高天原 その5
・・・神話の展開
- 9 『古事記』の記す高天原 その6
・・・大国主命
- 10 『古事記』の記す高天原 その7
・・・國譲り
- 11 『古事記』の記す高天原 その8
・・・天孫降臨1
- 12 『古事記』の記す高天原 その9
・・・天孫降臨2
- 13 『日本書紀』の記す高天原
- 14 高天原を巡る問題点

高天原を巡って(5)

名古屋市 加藤勝美

15 高天原の意義

いよいよ私の見解を述べる時がやってきた。最初に述べなければならないのはそもそも「高天原」とは何か、何を意味しているのか、である。

先ず、真ん中の「天」であるが、むろん第一義的には「上空」を指す。が、倭王の場合は「あま」という姓名であった。『隋書』東夷伝倭國の条に次のように記されている。

開皇二十年王姓阿每字多利思比孤號阿鞞彌遣使詣闕

開皇二十年は西暦600年で、『日本書紀』の紀年では推古天皇の御代となっているが、むろ

ん、当時は2倍年暦の時代であるから推古天皇の御代ではない。私の結論だと二十六代継体天皇の御代となるが、ここではそのことを問題にしない。出だしの「王姓阿毎」に着目していただきたい。「倭王の姓はアマである」と記している。「原」は「集落ないしクニ」と考えれば「天原」は「天氏一族の郷」ということになる。

こうなると、頭に置かれている「高」が問題となる。むろん「高」は「たかい」などという意味ではない。遠い遠い祖先、つまり発祥の地を意味している。^{みなもと}源の意味である。こう理解してよいとすると、「高天原」は「天氏一族の原郷」ということを意味していることになる。「原郷」であるから、そこがどれほど狭くどれほど鄙びた場所であっても一向に構わない。天下を制した徳川家康の原郷が三河の「松平郷」で、それが江戸や京都から見てどんなに辺鄙な地に見えようと構わないのである。

まして古墳時代以前にまで遡りうる天照大御神時代ならなおさら。天氏一族がたとえ松平郷よりさらに辺鄙で狭隘なムラに住んでいたとしても何ら驚くに当たらない。否、その一族が結果的に天下を治める一族になったからといって、原郷そのものまで広大だったと考える方がおかしいのだ。

16 高天原の実像

前回要約を試みたように、『古事記』が記す高天原像は実に幅広い。天地が分かれた時にはもう存在していたとする宇宙のような存在から、案内役に導かれれば真夜中でも往来出来るムラムラの一つに過ぎない存在まで極端に幅がある。つまり高天原の実像は実に曖昧模糊としている。

奈良時代以降整備されてきた神道流にいえば、高天原は「神聖にして至高の地」すなわち「天界に住む神々の世界」ということになるのかも知れない。こういう認識の仕方は観念的世界であって、いいとも悪いともなんとも表現のしようがない。

つづいてこの観念的認識に近いのが高天原天空説である。神々は雲の上に坐して、「さ蠅なす」うるさい下界とは別天地に生息しているという考え方である。

このような考え方が出てくるのもひとえに『古

事記』の記す高天原の概念が曖昧模糊としているからである。神聖地説や天空説はその性格上否定も肯定もできない。記述の場面が出雲に飛ぼうと鹿島に飛ぼうと諏訪に飛ぼうと、はたまた突如九州の日向に飛ぼうと文字通り神出鬼没。どんな現象も神々がなさることと言われれば反論のしようがないのである。そして、神話的伝承というのはそもそも説明のつけようがないので、あながち「非科学的」のひとつことで葬り去るわけにもいかない。

ただ、私は、高天原の元々の発祥はムラびとたちが住んでいたムラに遡ると考えている。前項で述べたように、「高天原」は「天氏一族の原郷」という意味だとすれば、そう考えてみるのが一番自然だと思うのである。

こう考えると、高天原の女王天照大御神は太陽の化身ではなく、巫女さんないし沖縄のノロのような存在だったのではないかと考えている。

こう考えると、天照大御神も生身の人間の一人なので、洞窟に籠もった時、外が騒がしいのでその様子を一目見ようと思う気持ちは十分に理解出来る。好奇心に駆られて細く戸を開ける行為は私たちそのものの行為ではないか。また、大きな集会施設も神殿もなかったに相違ない古墳時代以前のムラの人々なら河原に集まってきて相談するというのは自然な姿だと言わざるを得ない。家々では、鶏を飼い、朝が来たことを告げる甲高い声を聞いて目を覚ます光景は、まさに日本の原風景たる里山そのものの光景である。

夜明けと共に^{あめのうずめのみこと}天宇受賣命が高らかに軽やかに舞い始めたと考えればその様子にムラびとたちが高らかに笑い転げるというのも、リアルに理解出来るのである。

また、建速須佐之男命は、天照大御神が住んでいた殿社（といっても恐らく大きな農家ほどの家）内で織女を傷つけたり、天照大御神の田畑を荒らしたりしてムラを追われることになる。そしてその建速須佐之男命が雨戸を背負って雨中を一夜の宿を求めてさまよう姿もリアルで、村八分を連想させて哀れを誘うのである。

17 高天原の候補・・・その1（出雲島）

「高天原」を「天氏一族の原郷」という風に

理解すると、その原郷は具体的にはどこの地かという疑問を発したくなる。少なくとも探ってみたい課題として浮上してくる。

私の考える高天原の第一候補は出雲大社が鎮座する場所、出雲市一帯である。分かり易いので地図を示そう。



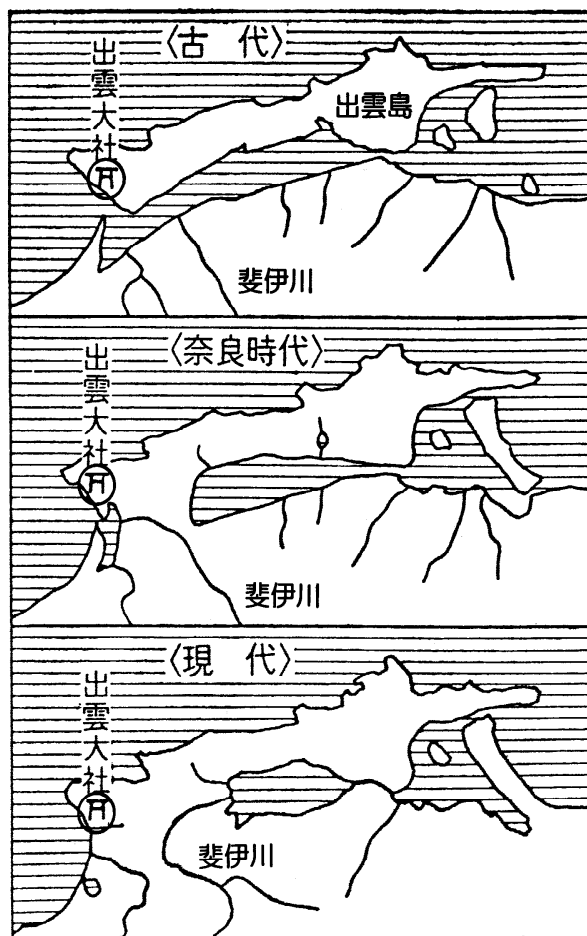
現在の地図だと出雲大社は島根半島の付け根に位置する出雲市内に鎮座する。図中で示したように、①の出雲大社は半島の西端部に位置している。ところが大国主命と建御雷神の間で交渉が行われたのは②の美保御崎は半島の東端に位置している。さらに理解しづらいのは建速須佐之男命の母神伊邪那美命が葬られたとされる比婆山は出雲大社から遠い。弥生期に陸地内をこれだけ歩行するのはちょっと遠方過ぎる。すると、比婆山の有力地はもっと南西になる広島県の比婆山も有力視してよいことになる（『8 『古事記』の記す高天原 その5』に掲げた地図参照。）。が、この疑問は現代の地形だけ見て判断したのでは解決困難である。

第82代出雲国造千家尊統氏の著作『出雲大社』（1968〈昭和43〉年、学生社）はその37ページに貴重な地図を掲げている。

これで一目瞭然だが、現代図には中央部に宍道湖がある。が、奈良時代には湖はなく、海でかなり広大だったことが分かる。つまり、島根半島は文字通りくっきりした半島だったことが分かる。注目は当地の大河川で八岐大蛇伝説の由来となったとされる斐伊川。千家氏は斐伊川の氾濫は尋常ではなく、川筋自体が大きく変わり、大災害を繰り返してきたことを記されてい

る。尾張では度重なる氾濫で人々を苦しめてきた木曾川を彷彿させる。

斐伊川河道の変遷と宍道湖の形成図



(原図に「出雲島、斐伊川」を記入、出雲大社に「円」を付した。)

この3枚の略図を眺めただけでも斐伊川の本流自体が大きくその流れを変えていることが分かる。斐伊川の次に注目されるのは、古代の図で一目瞭然だが、島根半島は半島ではなく、大きな島だった点である。國を引いてきたと書かれている出雲風土記の記事を彷彿させる姿だったのである。

今、便宜上この島を「出雲島」と呼ぶことにすると、出雲島全体を高天原と考えてもいい。とりわけ、天照大御神がいた地、そもそもの高天原すなわち「天氏一族の原郷」は島の東側、現在の松江市あたりではなかったのか、と私は思う。それはさておき、建速須佐之男命は出雲大社の付近から南に渡ったと考えれば、斐伊川の河口は間近であり、そこを遡上して八岐大蛇

『日本書紀』年表(3)

瀬戸市 林 伸禧

の舞台の地に容易にたどり着くことができる。建速須佐之男命は斐伊川の上流、鳥上の峯に達して後に妻となる櫛名田比売くしなだひめと出会う。ここという鳥上の峯は宍道湖の南方奥出雲町にそびえる船通山(1,142m)のことだという。その船通山一帯を根拠にして建速須佐之男命は斐伊川の流れる地で治水に尽力し、王者となったと考えれば神話の流れは極めてスムーズになる。他方、御子の大国主命は、兄たち(八十神)と共に因幡(鳥取県東部)から行動を起こす。この記述により、建速須佐之男命の勢力圏は出雲から因幡にまで達していたことが推定できる。大国主命はおそらく安来辺りから美保御崎に向かい根拠を築く。天降りならぬ逆の出雲島への進出である。美保御崎こそ大国主命の根拠であり、そこから西方に向かって進出し、大国主命は在地の豪族たちを配下に治め、出雲島全体すなわち高天原全体を掌握するに至る。大国主命が手中にしたのは日本全土などではなく、出雲島全体だったと考えれば、その征服談が無に等しい半行で済まされているのも理解不能ではない。

他方、いったんは手中にした出雲島も、松江市辺りを根拠にしていたに相違ない天照大御神勢力(天氏一族)と衝突することになり、斥けられる。やむなく出雲島の西方から海を渡り、斐伊川の上流一帯を根拠にしている父神の建速須佐之男命に相談ないし助成を仰ぐために赴く。が、いまさら姉の天照大神と対峙出来ず、大国主命を追い返す、という構図になる。こういう経過は単に私の推測に過ぎない。が、この構図にしたがえば、神話の流れは無理なくスムーズに理解出来るように思う。いかがであろう。とりわけ建速須佐之男命が出雲島へ逃げ帰る大国主命の背に向かって浴びせた「高天原に神殿を建ててそこで暮らせ」という言葉が、出雲島を高天原と理解するとき、生き生きとした言葉として理解できるのである。

以上が出雲島を高天原と考える私の見解だが、むろん高天原の候補はこれで尽きているわけではない。そこで、これに続く高天原の候補に言及しようと思うが、長くなるので次回に回したい。

はじめに

「東海の古代」138号(平成24年2月)で『日本書紀』年表2(神武紀～応神紀)を作成したことを報告したが、今回、『日本書紀』年表1(神代 上・下)を作成したので報告する。

なお、『日本書紀』年表1(神代 上・下)は、本会ホームページ(http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai/index.htm)の資料編からダウンロードして下さい。

2 作成方法

- (1) 「原文」を次のように区分・細分した。
 - ① 縦軸として、全体を11段に区分し、格段ごとに見出しを付した。その状況は「表1」のとおりである。
 - ② 横軸として、本文・異説(一書類)及び訓注(本文・異説)に区分した。
 - ③ 段を細分した。
 - ・本文の段は、明細を付して細分した。
 - ・異説の段は、一書ごとに区分し、明細を付して細分した。
 - ・訓注の段は、本文・異説に準じた。
- (2) 前項により判明した事項を「第1 特記事項」に記述し、「神名・系図」を抜書きしたものを「第2 神々の系譜」に記述した。

3 特記事項

判明した事項は、次のとおりである。

- (1) 本文により「神々の系図」を作成した。その状況は「表2」のとおりである。
- (2) 訓注
 - ① 本文は、文中にその都度記述されているが、異説では末行に纏めて記述されている。
 - ② 異説「第五段第六」の語句の訓注が「第五段第七」に記述されている。
- (3) 本文・異説における天神等の神名の一覧を取りまとめ、「表3」のとおり作成した。
 - ① 天神を始め、天神之子、天神之孫(天孫、皇孫)、天孫之子、天神之胤、天孫の胤(皇孫之胤)と記述されているが、具体的な神名

は様々である。

② 「天神一族」の意味で「天神、天神之子、天孫之胤」が記述されている場合がある。

③ 天孫(皇孫)「天津彦彦火瓊瓊杵尊」の子である「彦火火出見尊」は曾孫となるが、天孫(皇孫)として記述されている。

(4) 本文の主たる内容

① 伊弉諾尊・伊弉冉尊が生んだ「日神・號大日靈貴(天照大神、天照大日靈貴)」・「月神(月弓尊、月夜見尊、月詠尊)」は「天」に送られ、「天」を治する者とされ、素戔嗚尊は根国に送られた。その状況は「表4」のとおりである。

② 伊弉諾尊が黄泉の国を訪問・脱出及び「禊」についての記述はない。

③ 天孫降臨は皇孫降臨で、主導したのは天照大神ではなく、皇祖・高皇産靈尊が皇孫・天津彦彦火瓊瓊杵尊のために計画実行したと記述されている。(表5参照)

また、猿田彦大神及び天鈿女命(猿女君)についての記述はない。

④ 神々の死去記事

「伊弉諾尊、素戔嗚尊、天津彦彦火瓊瓊杵尊、彦火火出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊」が死去したと記述されている。(表6参照)

なお、次の神には記述されていない。

- ・伊弉冉尊(異説では記述されている。)
- ・天照大神
- ・高皇産靈尊

⑤ 陵

「天津彦彦火瓊瓊杵尊、彦火火出見尊及び彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊」の陵の所在地は、「筑紫の日向」であるとしている。(表6参照)

⑥ 「二倍年曆」を証する記事がある。(表7参照)

表1 神代区分

巻数・表題	『日本書紀』年表		国史大系	日本古典文学全集
	段数	見出し	目次	目次
巻一 神代上	第一段	神世七代(根元三神)	神代七代章	一 天地開闢と三柱の神
	第二段	神世七代(対四神)		二 四対偶の八神
	第三段	神世七代		三 神世七代
	第四段	伊弉諾尊・伊弉冉尊(大八洲国誕生)	大八洲生成章	四 磯馭慮嶋での聖婚と大八洲国の誕生
	第五段	伊弉諾尊・伊弉冉尊(日神等誕生)	四神出生章	五 天照大神・月夜見尊・素戔嗚の誕生
	第六段	素戔嗚尊(誓約)	瑞珠盟約章	六 素戔嗚尊と天照大神の誓約
	第七段	素戔嗚尊(乱行と追放)	宝鏡開始章	七 素戔嗚尊の乱行と追放
	第八段	素戔嗚尊(八岐大蛇退治)	宝剑出現章	八 素戔嗚尊の八岐大蛇退治
巻二 神代下	第九段	天津彦彦火瓊瓊杵尊(皇孫降臨)	天孫降臨章	九 葦原中国の平定、皇孫降臨と木花之開耶姫
	第十段	彦火火出見尊(海幸・山幸)	海宮遊幸章	十 海幸・山幸説話と鸕鷀草葺不合尊の誕生
	第十一段	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(神武兄弟誕生)	神皇承運章	十一 神日本磐余彦尊ら四男神の誕生

※ 『日本古典文学大系』は、段数でもって区分したと「凡例」で述べ、本文ではインデックスで表示している。

表 2

神々の系図

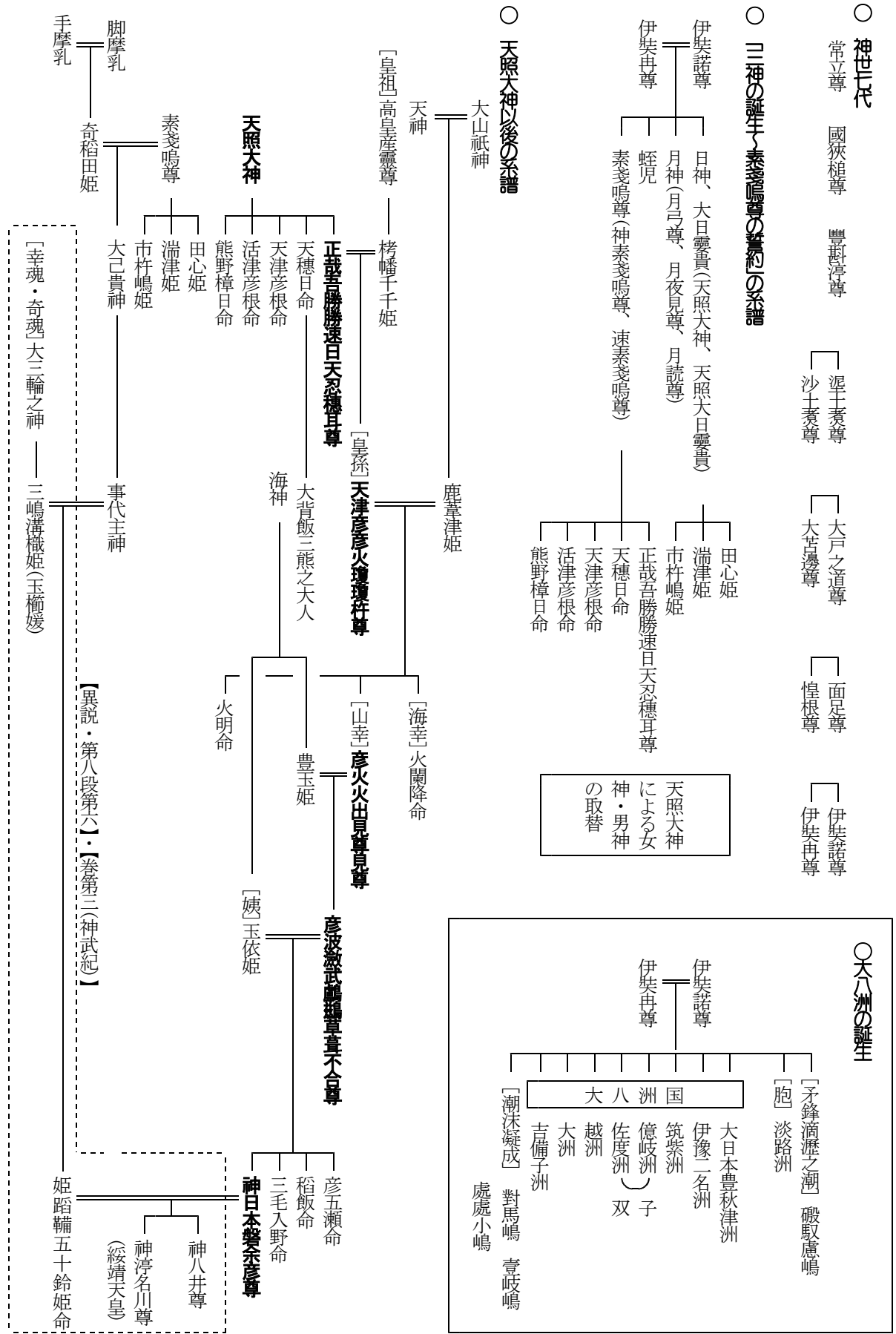


表3-1

天神の神名等一覧

[] 書き：天神一族としての神名を云う

区 分			天 神	天神の子	天神の孫 (天孫) 《皇孫》	(天孫の子)	天神の胤	(天孫の胤) 《皇孫の胤》
本文	第八段	—	天照大神	—	—	—	—	—
	第九段	—	高皇産靈尊 [天津彦彦火瓊瓊杵尊]	—	(天津彦彦火瓊瓊杵尊) 《天津彦彦火瓊瓊杵尊》	—	—	(火闌降命) (彦彦火出見尊) (火明命)
	第十段	—	—	—	(彦彦火出見尊)	—	—	—
異説	第四段	第一	根元神	—	—	—	—	—
	第六段	第一	—	—	(天神一族)	—	—	—
	第八段	第六	天照大神	—	—	—	—	—
	第九段	第一	天照大神	[天津彦彦火瓊瓊杵尊]	《天津彦彦火瓊瓊杵尊》	—	—	—
		第二	高皇産靈尊	[天津彦彦火瓊瓊杵尊]	《天津彦彦火瓊瓊杵尊》	(火酢芹命) (火明命) (彦彦火出見尊)	—	—
		第四	—	—	(天津彦彦火瓊瓊杵尊)	—	—	—
		第五	[天津彦彦火瓊瓊杵尊]	[火明命] [火進命] [火折尊] [彦彦火出見尊]	(天津彦彦火瓊瓊杵尊)	—	火明命 火進命 火折尊 彦彦火出見尊	—
		第六	—	—	(天津彦彦火瓊瓊杵尊) 《天津彦彦火瓊瓊杵尊》	—	—	《火酢芹命》 《火折尊亦彦彦火出見尊》
	第十段	第一	—	—	彦彦火出見尊 (彦彦火出見尊)	—	—	—
		第二	—	—	彦彦火出見尊 (彦彦火出見尊)	—	—	—
第三		—	—	彦彦火出見尊 (彦彦火出見尊)	—	—	(彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊)	
第四		—	—	火折尊 (火折尊)	—	—	(彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊)	

- ※1 本文「第八段」：素戔嗚尊は「昇詣之於天也(第六段)→天照大神と誓約(第七段)→自天而降(第八段)」との行動により、天神は「天照大神」と思われる。
- 2 本文「第十段」：天神之孫(皇孫・天孫)を「天津彦彦火瓊瓊杵根尊」ではなく、曾孫の「彦彦火出見尊」としている。また、異説「第十段」も同様である。
なお、「彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊」は彦彦火出見尊及び豊玉姫の児として記述されているが、「天孫之胤」等と記述されていない。
- 3 異説「第四段」第一：天神 謂伊奘諾尊・伊奘冉尊曰「有豊葦原千五百秋瑞穂之地 宜汝往脩之」による。
- 4 異説「第六段」第一：(日神)因教之曰「汝三神 宜降居道中 奉助天孫 而爲天孫所祭也」より、「天津彦彦火瓊瓊杵尊」

と推定できるが、特定する神名が記述されていない。

- 5 異説「第十段」第四：「天孫之胤」の神名は特定されていないが、火折尊及び豊玉姫の兒から「彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊」とした。

表3-2 第九段（皇孫降臨）の「天神、天神之子、天孫之胤、皇孫」

区分	記	事
本文	一	<p>皇孫問此美人 曰「汝誰之子耶」 對曰「妾是天神娶大山祇神 所生兒也」</p> <p>皇孫因而幸之 則一夜而有娠 皇孫 未信之曰「雖復天神 何能一夜之間 令人有娠乎 汝所懷者 必非我子歟」</p> <p>故鹿葦津姬忿恨 乃作無戸室 入居其内 而誓之曰「妾所娠 若非天孫之胤 必當齧滅 如實天孫之胤 火不能害」</p> <p>即放火燒室 始起烟末 生出之兒 號 火闌降命 <small>是隼人等 始祖也</small></p> <p>次避熱而居 生出之兒 號 彦火火出見尊</p> <p>次 生出之兒 號 火明命 <small>是尾張連 等始祖也</small> 凡三子矣</p>
異説	第一	<p>天鈿女復問曰「汝何處到耶 皇孫何處到耶」</p> <p>對曰「天神之子 則當到筑紫日向高千穗穗觸之峯 吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上」</p>
	第二	<p>是後 神吾田鹿葦津姬 見皇孫 曰「妾孕天孫之子 不可私以生也」</p> <p>皇孫曰「雖復天神之子 如何一夜使人娠乎 抑非吾之兒歟」</p> <p>木花開耶姬 甚以愆恨 乃作無戸室 而誓之曰「吾所娠 是若他神之子者 必不幸矣 是實天孫之子者 必當全生」</p> <p>則入其室中 以火焚室 于時 初起時共生兒 號 火酢芹命</p> <p>次火盛時生兒 號 火明命</p> <p>次 生兒 號 彦火火出見尊 亦號 火折尊</p>
	第五	<p>天孫幸 大山祇神之女子吾田鹿葦津姬 則一夜有身 遂生四子</p> <p>故吾田鹿葦津姬 抱子而來進曰「天神之子 寧可以私養乎 故告狀知聞 是時 天孫見其子等朝之 曰「妍哉 吾皇子者 聞喜而生之歟」 故吾田鹿葦津姬 乃慍之曰「何爲嘲妾乎」 天孫曰「心疑之矣 故嘲之 何則雖復天神之子 豈能一夜之間 使人有身者哉 固非我子矣」</p> <p>是以 吾田鹿葦津姬益恨 作無戸室 入居其内誓之曰「妾所妊 若非天神之胤者必亡 是若天神之胤者無所害」</p> <p>則放火焚室 其火初明時 躡詣出兒 自言「吾是天神之子 名 火明命 吾父何處坐耶」</p> <p>次火盛 時 躡詣出兒 亦言「吾是天神之子 名 火進命 吾父及兄何處在耶」</p> <p>次火炎衰時 躡詣出兒 亦言「吾是天神之子 名 火折尊 吾父及兄等何處在耶」</p> <p>次避火熱時 躡詣出兒 亦言「吾是天神之子 名 彦火火出見尊 吾父及兄等何處在耶」</p> <p>然後 母吾田鹿葦津姬 自火燼中出來 就而稱之曰「妾所生兒及妾身 自當火難 無所少損 天孫豈見之乎」對曰「我知本是吾兒 但一夜而有身 慮有疑者 欲使衆人皆知是吾兒 并亦天神能令一夜有娠 亦欲明汝有靈異之威 子等復有超倫之氣 故有前日之嘲駭也」</p>

※1 「天神等」に神名を当てると次のようになる。

- ・ 本文 皇孫＝天津彦彦火瓊瓊杵尊＝天神 天孫之胤＝彦火火出見尊 等
- ・ 異説第一 皇孫＝天津彦彦火瓊瓊杵尊＝天神之子
- 第二 皇孫＝天津彦彦火瓊瓊杵尊＝天神之子 天孫之子＝彦火火出見尊 等
- 第五 天孫＝天津彦彦火瓊瓊杵尊＝天神 天神之子＝彦火火出見尊 等

整合性を取るには、「天神」は「天神一族」と読み替える必要がある。すなわち

天神：天神一族 → 天神之子：天神一族の子
→ 天神之胤：天神一族のひと

である。

- 2 「妾是**天神**娶大山祇神 所生兒也」の天神は「高皇産靈尊」である。

表 4 - 1

天照大神等三神の分治

区 分			天照大神	月夜見尊	素戔鳴尊
本文	第五段	—	授以天上之事	可以配日而治	適之於根國
異説	第五段	第一	照臨天地	照臨天地	令下治根国
		第六	高天原	滄海原	天下(根国)
		第十一	高天原	配日而知天事	御滄海之原

表 4 - 2

天照大神等三神の分治記事

区 分			記 事
本文	第五段	—	<p>既而伊奘諾尊・伊奘冉尊 共議曰「吾已生大八洲國及山川草木 何不生天下之主者歟」 於是</p> <p>共生 日神 號 大日靈貴 <small>一書云 天照大神 一書云 天照大日尊</small></p> <p>此子光華明彩 照徹於六合之內 故 二神喜曰「吾息雖多 未有若此靈異之兒 不宜久留此國 自當早送于天 而授以天上之事」</p> <p>是時 天地相去未遠 故以天柱 舉於天上也</p> <p>次生 月神 <small>一書云 月弓尊 月夜見尊 月讀尊</small></p> <p>其光彩亞日 可以配日而治 故亦送之于天</p> <p>次生 蛭兒</p> <p>雖已三歲 脚猶不立 故 載之於天磐樟船 而順風放棄</p> <p>次生 素戔鳴尊 <small>一書云 神素戔鳴尊 尊 速素戔鳴尊</small></p> <p>此神 有勇悍以安忍 且常以哭泣爲行 故 令國內人民 多以夭折復使青山變枯</p> <p>故其父母二神 勅素戔鳴尊「汝甚無道 不可以君臨宇宙 固當遠適之於根國矣」 遂逐之</p>
異説	第五段	第一	<p>一書曰 伊奘諾尊曰「吾欲生御之珍子」</p> <p>乃以左手持白銅鏡 則有化出之神 是謂 大日靈尊</p> <p>右手持白銅鏡 則有化出之神 是謂 月弓尊</p> <p>又廻首顧眄之間 則有化神 是謂 素戔鳴尊</p> <p>即 大日靈尊 及 月弓尊 並是質性明麗 故 使照臨天地</p> <p>素戔鳴尊 是性好殘害 故令下治根國</p>
		第六	<p>已而伊奘諾尊 勅任三子曰</p> <p>「 天照大神者 可以治 高天原 也</p> <p>月讀尊者 可以治 滄海原潮之八百重 也</p> <p>素戔鳴尊者 可以治 天下 也 」</p>
		第十一	<p>一書曰 伊奘諾尊 勅任三子曰</p> <p>「 天照大神者 可以 御高天之原 也</p> <p>月夜見尊者 可以 配日而知天事 也</p> <p>素戔鳴尊者 可以 御滄海之原 也 」</p>

表 5

葦原中國降臨の経過(本文第九段)

区 分	記 事
降臨計画	皇祖 高皇産靈尊 特鍾憐愛 以崇養焉 遂欲立 皇孫 天津彦彦火瓊瓊杵尊 以爲葦原中國之主
葦原中国 平定のため 神々を派遣	<p>〈第1次派遣－天穗日命〉</p> <p>高皇産靈尊 召集八十諸神 而問之曰「吾欲令撥平葦原中國之邪鬼 當遣誰者 宜也 惟爾諸神 勿隱所知」</p> <p>僉曰「天穗日命 是神之傑也 可不試歟」</p> <p>於是 俯順衆言 即以天穗日命往平之</p> <p>〈第2次派遣－天稚彦〉</p> <p>高皇産靈尊 更曾諸神 問當遣者</p> <p>僉曰「天國玉之子天稚彦 是壯士也 宜試之」</p> <p>於是 高皇産靈尊 賜天稚彦 天鹿兒弓及天羽羽矢 以遣之</p> <p>〈第3次派遣－經津主神、武甕槌神〉</p> <p>高皇産靈尊 更曾諸神 選當遣於葦原中國者</p> <p>僉曰「磐裂・根裂神之子磐筒男・磐筒女所生之子經津主神 是將佳也」</p> <p>時有天石窟所住神 稜威雄走神之子甕速日神 甕速日神之子速日神 ？速日神之子武甕槌神 此神進曰「豈唯經津主神獨爲大夫而吾非大夫者哉」其辭氣慷慨 故以即配經津主神 令平葦原中國</p>
降臨実施	高皇産靈尊 以眞床追衾 覆於 皇孫 天津彦彦火瓊瓊杵尊 使降之

※ 經津主神、武甕槌神が派遣されるまで、「天穗日命及び子の大背飯三熊之大人」は3年あまり(本文)、「天稚彦」は8年(異説第一)も葦原中國に滞在したとしている。

表 6

神々の死去記事

区 分	記 事
本文	第五段 一 伊奘諾尊 神功既畢 靈運當遷 是以 構幽宮於淡路之洲 寂然長隱者矣
	第八段 一 已而 素戔嗚尊 遂就於根國矣
	第九段 一 久之 天津彦彦火瓊瓊杵尊 崩 因葬筑紫日向可愛之山陵
	第十段 一 久之 彦火火出見尊 崩 葬日向高屋山上陵
	第十一段 一 久之 彦波瀲武草葺不合尊 崩於西洲之宮 因葬日向吾平山上陵
異説	第五段 第三 伊奘冉尊 生火産靈時 爲子所焦 而神退矣 亦云 神避矣
	第四 伊奘冉尊 生火神時 被灼而神退去矣
	第六 至於火神軻遇突智之生也 其母 伊奘冉尊 見焦而化去

表7

二倍年曆

区 分		記 事
本文	第九段	一 天稚彦之妻 下照姫 哭泣悲哀 聲達于天 是時 天國玉 聞其哭聲 則知夫天稚彦已死 乃遣疾風 舉尸致天 便造喪屋 而殯之 即 以川鴈 爲持傾頭者及持帚者〔一云 ……〕 又 以雀爲舂女〔一 云 ……〕 而 八日八夜 啼哭悲歌

※「八日八夜」は、「八昼・八夜」で、現在の8日を云う。

(5) 異説の主たる内容

本文に記述されない事項は、次のとおりである。

① 誕生譚

- ・天照大神と月夜見尊とが仲違いして、「一日(昼)・一夜」が出来たとしている。

・天照大神の時代に「水田耕作」及び「養蚕」が始まったとしている。(表8参照)

- ② 素戔鳴尊は、出雲国に降臨したとされているが、安芸国としている説もある。(表9参照)

表8

「日(昼)・夜」、「水田耕作及び養蚕」誕生譚

区 分		記 事
異説	第五段 第十一	是時 月夜見尊 忿然作色曰「穢哉 鄙矣 寧可以口吐之物 敢養我乎」迺拔 劔擊殺 然後 復命 具言其事 時天照大神 怒甚之曰 「汝是惡神 不須相見」 乃與月夜見尊 一日一夜 隔離而住
		天照大神喜之曰「是物者 則顯見蒼生 可食而活之也」 乃以 粟・稗・麥・豆 爲 陸田種子 以 稻 爲 水田種子 又因 定 天邑君 即以其稻種 始殖于天狹田及長田 其秋垂穎 八握莫莫然 甚快也 又口裏含繭 便得抽絲 自此始有養蠶之道焉

表9

素戔鳴尊の降地場所

区 分		記 事
本文	第八段	一 是時 素戔鳴尊 自天而降 到於出雲國簸之川上
異説	第八段	第一 素戔鳴尊 自天而降 到於出雲簸之川上
		第二 是時 素戔鳴尊 下到於安藝國可愛之川上也
		第四 是時 素戔鳴尊 …… 到出雲國簸川上所在 鳥上之峯

4月例会報告

○ 韓国内陸行と持衰と生口

名古屋市 佐藤章司

魏志倭人伝では、特異と思われる「持衰」や「生口」の存在が記述されているが、それらは、いかなる存在なのかを考察し発表した。

持衰の成功報酬として与えられた生口は、この文脈から容易に「生口＝婦人」であろうと思われるが、古田武彦氏は『古事記』と『魏志倭人伝』の史料批判で、壹与の朝貢した「男女生口30人」とは各国の代表の人間30人である(『古代に真実を求めて』14集、36頁)と述べられているが、この時代に「女」が国を代表しているのは少々腑に落ちない。これは白珠五千孔と記述されている意味からも、白珠(真珠か?)の制作(職能)集団ではなかろうかと論じた。

これを別角度から〇〇国から倭国に献上された「生口」と思われる記事を『日本書紀』から3例を記載した。その一例として応神天皇十四年(283)二月條

「百濟王が縫衣工女を奉った。……今の來目衣縫の先祖である。」と記しているが、これが、中華思想的な用語で言えば「生口」というものであったのであろうと述べた。

○ 高祖山を通る直線のお話

多治見市 櫻井 仁

地図上で確認すると、福岡県糸島市にある「三雲南小路遺跡」・「細石神社」・「高祖神社」・「高祖山」、更に福岡市の「筥崎宮」がほぼ一直線に並ぶ。

大地に直線を引く場合、山を基準として方位を取って引く場合が多いが、この場合は角度に特性が認められず、単純に、あらかじめ位置が決まっていたどちらかから山頂を通す事によって、もう片方の位置が決められたのだと思われると述べた。単純に地点と山を結んだ線と思われる。(二至の日の出入は大きくずれてしまい、太陽の軌跡を意識したものとは思われない。)

では、「三雲南小路遺跡」と「筥崎宮」はどち

らが先にあったか?

「筥崎宮」を導く、他の二本の直線

①「志賀海神社」から「仏頂山(古宝満山)」へ引いた直線(間に「筥崎宮」・「光正寺古墳」・「宇美八幡宮上宮」が位置する)。

②「筥崎宮」と「太宰府天満宮」と結ぶ直線を示すが、結論には至らなかった。

(「志賀海神社」から「仏頂山」は、北を0度として、時計回りに120度である。「太宰府天満宮」から「筥崎宮」は315度、又は「筥崎宮」から「太宰府天満宮」は135度となる。宇佐八幡宮の真西が太宰府天満宮である。)

なお、宇美八幡宮上宮から真西に可也山が見える。

○ 『日本書紀』景行40年7月條の蝦夷について

瀬戸市 林 伸禧

日本古典文学大系『日本書紀』上一頭注で、**以下の蝦夷の習俗・性質に関する記載は、漢籍に夷蛮の習俗として記すものをそのまま採ったもので、実態を示すものとみるのは疑問。**

(『日本書紀』上、302頁)

と述べているが、ほぼ当時の蝦夷の実態を述べたと思われると、アイヌの民俗(『金田一京助全集』12参照)から述べたが、出席者から、蝦夷とアイヌは異なるのではないかと異論が出された。

○ 合田洋一著『にぎたづ』はいずこに一斉明天皇の伊予行幸と崩御地及び天皇陵の真実一』について

瀬戸市 林 伸禧

合田洋一氏から、上記の論考を記した『松前史談』第28号(平成24年3月、松前町松前史談会)が送付されたので、合田説を紹介した。

○ ウイリアム・ブラムゼンの論文について

瀬戸市 林 伸禧

『日本書紀』における「二倍年暦」説を最初に唱えたウィリアム・ブラムゼンの論文(『Japanese chronological tables』、1880(明治13)年)を入手したが、英文で記述されているので、関係文を配布して会員諸氏に翻訳をお願いした。

○ 東西五月行南北三月行について その2

名古屋市 石田敬一

「東西五月行南北三月行」は、現代の常識的な理解とは違い、東辺、西辺の境界の長さが五月行であり、南辺、北辺の境界の長さが三月行を表していると再度主張した。これが妥当性のある考えであることを具体的な数値を当てはめて示した。

また、古賀達也氏が「古田史学会報」11号（1995年12月25日）の“『隋書』舛牟羅国記事についての試論”において、私と同様の考えを示唆していることを示した。

なお、例会で配布した図について、中心を筑紫に置くべきだとの意見があったが、中心を表示した図ではなく誤解であるとしたほかに、私の主張が間違っていると反論される場合には、その根拠を『隋書』の「南北」「東西」の事例で示して欲しいとした。

○ 『隋書』倭國伝の竹島について その2

名古屋市 石田敬一

コネスト韓国地図において「竹島」と「全羅南道」の二つのワードを入れて検索したところ、全羅南道には数多くの島や村名などの「竹島」がヒットし、いずれも古田武彦氏が『邪馬一国の証明』（1980年10月、角川文庫）で主張された珍島周辺の朝鮮半島南岸部西辺に集中していることを示した。

なお、『古代に真実を求めて』15集（明石書店、平成23年3月31日）に古田武彦氏の最新の考えが示されており、会長が竹島に関する該当部分を読み上げ、皆で確認した。

5月例会予定

日時：5月13日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第4集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

6月例会：6月10日（日）名古屋市市政資料館

7月例会：7月15日（日）東邦高校

例会は、6月は**第2日曜日**、7月は**第3日曜日**（愛知サマーセミナー会場）です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

会員募集

平成24（2012）年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特典：・例会参加料無料（例会欠席時は、例会資料を送付）

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集（古代への碑）の配布

振込先：ゆうちょ銀行

・口座：〔名前〕古田史学の会・東海 〔記号〕12110 〔番号〕12993951

・他金融機関からの振込の場合 〔店名〕二一八（読み 二イチハチ）

〔店番〕218 〔預金種目〕普通預金 〔口座番号〕1299395